

独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

第9号

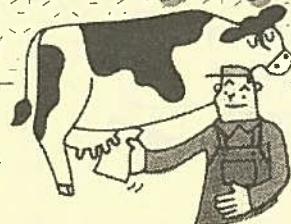
発行日／平成18年3月10日

発行所／四国生乳販連農業協同組合連合会

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番6号

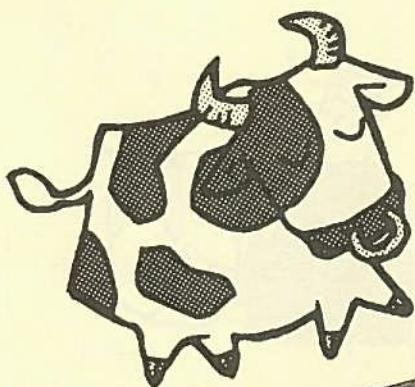
TEL 087-825-0289 FAX 087-825-1254

編集・発行人／菊川 時彦



チェックシート、

ちゃんと記入して

保管しとがな お乳取つて
もうえんらしいで…

生乳生産管理
チェックシート
&マニュアル
(管理基準と作業手順)

～良質乳を生産して安全・安心を確保するために～
～平成18年1月～3月分の暫定版～

社団法人 中央酪農会議

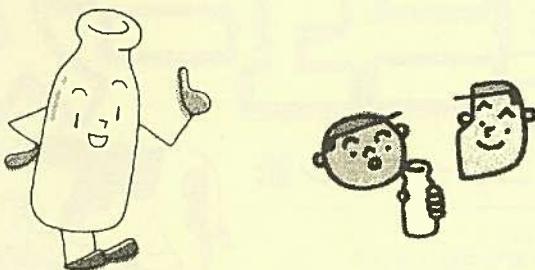
なんとな!!



◎ポジティブリスト制度とは

平成十八年五月末に施行されるポジティブリスト制度とは、想定されるすべての物質に残留基準を設定し、広く安全性を確保しようという制度です。

現行の制度では、食品中に残留する農薬等について、限られた品目だけに設定されており、それ以外の農薬等は、食品に残留していても原則として流通の規制はありません。ポジティブリスト制度に移行すると、原則として全ての物質に残留基準が設定され、基準を上回る食品の流通が禁止されることになります。適正な飼養と、その記帳・記録・保管を行つていただくことになります。



◎ポジティブリスト制度導入に係る対応について

ポジティブリスト制度の導入によって、生産者が特別に変わったことが求められるわけではありませんが、適正な飼養・搾乳の管理基準の遵守、農薬等の既に三月までの「暫定版」チェックシートが届いているかと思いますが、このチェックシートの記帳・記録・保管をよろしくお願い申し上げます。

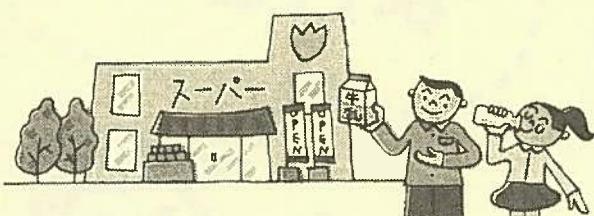
なお、暫定版チェックシートについては、中酪ホームページ(<http://www.dairy.co.jp/>)に掲載されています。お申込みください。

◎食品安全安心の確保は時代の要請

ポジティブリスト制度とは、食品安全安心の政策の集成であり、時代の要請でもあることから、酪農業関係者が総力をあげて、取組むことにより、消費者からの信頼を勝ち取らなければなりません。

食品基本法において生乳生産者は、「食品安全性確保について一義的な責任を有す食品関連事業者」と位置づけられており、チェックシートの正確な記帳・記録・保管は、出荷した生乳は大丈夫であった」という証明をしてくれる唯一のものとなります。

本格施行に向け、チェックシートの記帳・記録・保管をよろしくお願ひ申し上げます。



ポジティブリスト制度の導入によって、生産者が特別に変わったことが求められるわけではありませんが、適正な飼養・搾乳の管理基準の遵守、農薬等の既に三月までの「暫定版」チェックシートが届いているかと思いますが、このチェックシートの記帳・記録・保管をよろしくお願い申し上げます。

なお、暫定版チェックシートについては、中酪ホームページ(<http://www.dairy.co.jp/>)に掲載されています。お申込みください。



◎ポジティブリスト制度導入に係る対応について

◎抗菌性物質の混入防止：簡易迅速法による検査開始

ポジティブリスト制度への移行を契機に抗菌性物質の検査体制が変わろうとしています。

現在、抗菌性物質の残留判定には、公定法であるペーパーディスク法で行われていますが、これを簡易迅速法に変える方向にあり、指定団体には、早急な体制作りが求められています。簡易迅速法には、チャーム法とスナップ法の二種類があり、いずれも試薬を使い短時間で判定されます。

しかもペーパーディスク法よりも高い感度で検出されることから、近年、生乳取引部門にも急速に普及しています。

今後この検査方法に移行した場合、ローリー単位で集乳ローリーのCS着及び乳業者着(直送)時点で実施され、残留反応が検出されると受入拒否が想定されます。

抗生素質が残留した生乳は、食品衛生法により食品に供することができず、残留が判明した時点で混入された生乳は、すべて廃棄処分となります。抗生素質残留乳を出荷した生産者は、合乳後、廃棄された他の生産者の乳代の弁済、生乳廃棄処理費用等の負担と多大な損失を被ることになります。

このため、生産段階においては、治療中で出荷してはいけない個体及び休薬期間を経過した個体についても、出荷再開可否の確認検査等十分な管理をお願いします。

平成十八年度計画生産対策について

平成十八年度の計画生産対策については、中央酪農会議の理事会において方針が決定され、昨今の飲用需給の不振及び過剰乳製品在庫を背景に減産計画となっています。

○中央酪農会議の基本的考え方

バター在庫も含めた厳しい国内生乳需給を考えし、減産型の計画生産を実施する。

その際、わが国の多様な生乳生産条件を念頭に、酪農生産基盤の弱体化を極力招来しないことに配慮する必要がある。

このため、販売基準数量（基本枠）に加えて、特別枠の設定と地域・個別経営の実情に応じた選択的で適切な生乳出荷抑制を実施して、円滑に計画生産を推進する。

○四国生乳販連の基本的考え方

中央の方針に基づき、乳製品の過剰在庫を積み増ししない水準の数量を基本に、国内生乳需給を考慮し、減産型の計画生産に取り組むものとする。

一方、四国の生乳生産現場の実態を踏まえ、多様な生産条件を念頭に、酪農生産基盤の弱体化を極力招来しないことに配慮しつつ、適切な生乳出荷抑制対策を実施し、円滑に計画生産を推進する。

【18年度スタート時の全国の販売基準数量】

指定団体	販売基準数量 千トン	17年度実績 見込比	備考
北海道	3,186.3	92.2%	※18年2月2日時点の試算値のため最終の販売基準数量は変わります。
都府県	4,034.2	96.6%	
うち四国	162.0	96.6%	
合計	7,220.5	94.6%	

四国の広域生乳検査体制の統一に向けて始動

機能強化中期計画に基づき四国の生乳検査を広域化し、一元化を図る目的と農林水産省生産局長通知「集送乳の合理化の推進について」による国からの指導等により、四国内の検査機関統一に向けて、検討を重ねてきました。

その結果、広域生乳検査委託団体として、「社団法人香川県畜産協会牛乳検査部」を委託検査機関に選定し、今後、設備機器類の取得と貸付方法・検査組織体制・検査料等の詳細について協議検討を進めて参ります。

当面のスケジュール

・平成十八年三月十七日

広域生乳検査体制の取り組みについての説明会

体細胞の出荷規制

ポジティブリスト制度への移行を契機に、従来言われていた細菌数に加え、特に体細胞数の減少を図る取り組みが進められています。

取引乳業各社からは、受入検査において、ローリー合乳數値で五十万以上は受入拒否の申し入れ等、個人の責任が追及されることになっています。

つきましては、従来にも増して乳質管理の徹底にご注意いただき、高品質で安全・安心な生乳の出荷をよろしくお願いいたします。

平成17年度会員別生乳受託販売実績

(単位: ‰, %)

会員名	第1四半期	前年比	第2四半期	前年比	第3四半期	前年比	1月	前年比	17年度計	前年比
徳島県酪連	12,808	95.3	11,457	96.2	11,359	98.0	4,046	98.1	39,670	96.6
香川県農協	10,795	97.6	9,802	99.7	9,799	99.9	3,393	99.6	33,789	99.1
愛媛県酪連	13,367	98.8	12,179	100.5	12,693	102.4	4,569	104.4	42,808	100.9
全農高知県本部	7,045	99.3	6,340	103.0	6,915	106.7	2,478	107.5	22,778	103.4
合計	44,015	97.5	39,778	99.4	40,766	101.2	14,487	101.9	139,045	99.6

平成17年度用途別販売実績

(単位: ‰, %)

用途別	第1四半期	前年比	第2四半期	前年比	第3四半期	前年比	1月	前年比	17年度計	前年比
飲用牛乳向け	39,231	96.7	37,394	102.4	35,894	98.7	11,987	97.2	124,506	99.0
(うち学校向け)	3,888	100.3	2,152	106.9	3,773	97.0	1,162	106.1	10,975	100.9
醸酵乳等向け	211	44.0	207	49.9	192	47.6	61	47.9	671	47.1
特定乳製品向け	3,245	123.5	847	52.8	3,408	164.7	2,011	154.2	9,511	125.1
(うち委託加工向け)	22	-	0	-	116	259.0	98	140.3	236	205.9
生クリーム向け	1,245	92.7	1,251	88.0	1,186	88.9	401	95.5	4,083	90.4
チーズ向け	23	65.5	30	103.3	42	79.1	10	73.0	105	80.2
その他向け (公共分)	60	110.5	49	117.4	44	102.0	16	91.2	169	107.9
総受託乳量	44,015	97.5	39,778	99.4	40,766	101.2	14,486	101.9	139,045	99.6
加工比率	7.4		4.9		8.4		13.9		6.8	

酪農家戸数

(単位: 戸)

会員名	18年1月末	17年1月末
徳島県酪連	237	249
香川県農協	191	198
愛媛県酪連	226	241
全農高知県本部	102	106
合計	756	794



©やなせたかし

「牛乳に相談だ。」 冬期キャンペーン始まる

昨年夏にマスメディア展開を行い好評だった『牛乳に相談だ。』キャンペーンの冬期バージョンが始まっている。

第1弾の「バスケ篇」「シンデレラ篇」に続くTVC第2弾「ライオン篇」「ラブレターパン」は一月十六日からスタートし、二月二七日まで首都圏を中心に放映された。また、トリノオリンピックの番組中では、全国工リアで放映された（二月十一～二十一日）。

全国主要駅における駅貼りポスターの展開時期は二月。首都圏の各駅で六～二十三日頃、県庁所在地の各駅で十三～二十二日頃、全国主要都市の各駅で八～二十日頃にそれぞれ掲出された。掲出駅総数は三百六駅、掲出枚数は全国で千百九十六枚。

このキャンペーンの主要ターゲットである中高生を対象に、二月いっぱい、学校周辺の通学路にもポスターを掲出する。

掲出場所は東京・大阪・名古屋内の百十校の通学路上の百三面のスクールボード。キヤッココピーは、「成績もお肌も荒れ模様。」などといった、受験や年度末試験で勉強一色の時期にある中高生の心理を考慮した内容となっている。

キャンペーン専用サイトでは、新たに冬期

TVCを公開中のほか、中高生が悩みを「牛乳に相談」できる『相談牧場』（恋愛「部活」「勉強」「未来」の全ての牧場が稼動中）やゲームコーナー、四コマ漫画コーナー、またケイタイ版のサイトでは牛乳に関するコピーが楽しめる。待受けASHもバージョンアップされている。

牛乳に 相談だ。

gyunyu.com

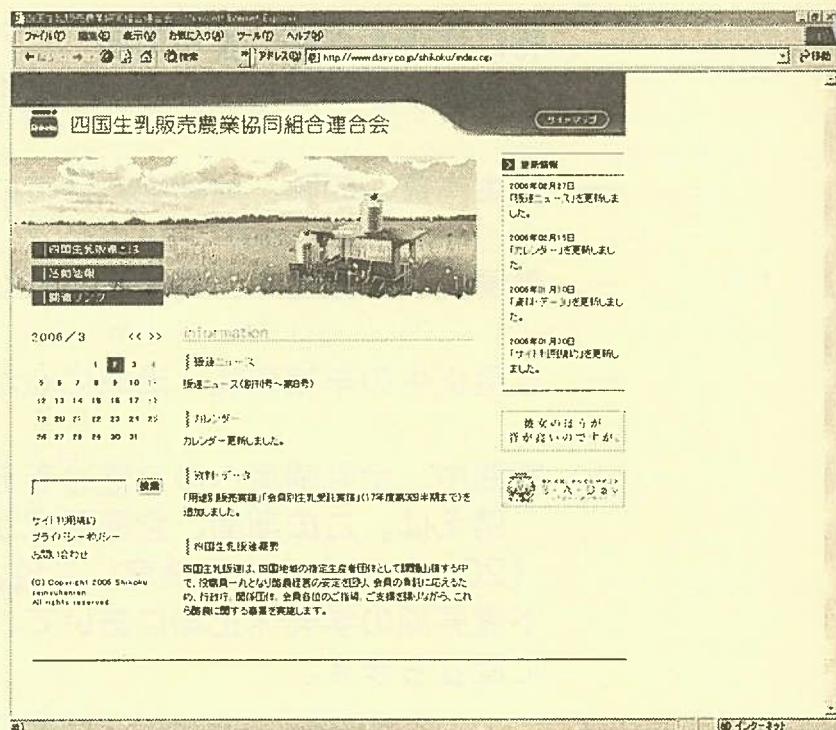
四国生乳販連 ホームページオープン!!

四国生乳販連ホームページがオープンしました。

<http://www.dairy.co.jp/shikoku/>

今後、様々な情報を掲載していくますので、ぜひご覧ください。

なお、中央酪農会議ホームページ（<http://www.dairy.co.jp/>）を開くと、全国の指定団体のホームページが掲載されていますので、併せてご覧ください。



酪農家の皆様へ

～学乳休止期の乳質管理徹底のお願い～

出荷生乳の品質管理につきましては、常日頃、すべての生産者の方々が万全の注意を払っていると思いますが、不注意が大きな事故につながることがあります。

非常に残念ながら、都道府県によっては、抗生物質乳の混入等、品質異常乳が発生しており、メーカー貯乳タンクまで汚染した例があります。

今年の学乳休止期の需給状況は、飲用消費が低迷する中、生乳生産は前年並み以上の水準まで回復し、飲用牛乳工場、乳製品工場ともに多くの貯乳を抱えながらの操業が想定されます。

特に乳製品工場はその処理自体ができない可能性まで否定できない状況です。

万が一、乳質事故が起きますと、汚染乳が膨大な量となり、大きな経済的負担となることはもとより、工場が止まることにより、工場の製造及び製品販売への影響・他地域生乳の処理不可能等、一酪農家では弁済困難となることもあります。

つきましては、ヘルパーさんを含む搾乳従事者に対しまして再確認を頂き、従来にも増して乳質管理の徹底にご注意いただきますようお願いいたします。

一、特に注意をお願いする期間

平成18年3月10日～平成18年4月10日

一、抗生物質、細菌、体細胞数は特にご注意願います。

一、乳房炎牛の生乳の出荷はやめましょう。

一、乳房炎牛の早期乾乳・治療に心がけましょう。

一、期間中、全乳哺育へのご協力を願いいたします。

例えば、この期間、全酪農家が毎日バケツ一杯(20kg)以上の全乳哺育にご協力いただければ、不需要期の学乳休止期において、少しでも需給改善に役立ちます。

チェックシート&マニュアルに関するQ&A

ポジティブリスト制度導入に際し、チェックシート&マニュアルに関する様々なご質問・ご意見を頂いたものを、Q&A方式で取りまとめましたのでご活用ください。

1. 「生乳生産管理チェックシート&マニュアル」について

Q: 「生乳生産管理チェックシート&マニュアル」を作成した背景は?

A: 近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が急速に高まっているなか、食品安全基本法が平成15年5月23日に制定されて以降、様々な関連する法規制が制定・改正されました。食品安全基本法では『国民の健康の保護が最も重要である』という基本認識のもと、農林水産物の生産から販売に係る全ての関係者が一体となって食品の安全性の確保に取り組むこととなりました。

このように「食の安全・安心」が求められるなかで、生乳生産者段階でも積極的にその役割を果たしていくことが重要となっています。また、食品衛生法の一部改正を受けて導入が決定されたポジティブリスト制度により、対象外物質を除いた全ての農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)について残留基準が設定されることから、これまで以上に農薬等の管理・使用には注意を払う必要があります。

そのため、「生乳生産管理チェックシート&マニュアル(管理基準と作業手順)」を酪農家の皆様に配布するとともに、記帳・記録の保管を通して、「農薬等の適正管理と適正使用」と「衛生的な生乳生産の実施」に努めることとしました。

Q: 作業手順やチェックシートへの記入について、それを行う各種法律の根拠がある場合は、チェックシートに記入するなどの方法により、分かるようにして欲しい。

A: チェックシート&マニュアルの「マニュアル(管理基準と作業手順)」において、関連する法律等を明記していますのでご参照ください。

2. 記帳と記録の保管について

Q: 記帳と記録の保管はなぜ必要な?

A: 生乳生産に係る記帳を行い、「日々、衛生的で安全な生乳を出荷している」ことを再確認することで、消費者や取引先の皆様に「安全」と「安心」を届けることが出来ます。

また、ポジティブリスト制度の導入に際して、約800品目の農薬等に残留の基準値が設定されましたが、その800品目全てを管理対象とする必要は無く、自分が使用する農薬についてのみ管理すれば良いと考えます。そのため、各酪農家は自分が使用する農薬について「適正に管理し、適正に使用した」ことを記帳し、またその記録の保管することで、管理対象となる農薬等の数が減るとともに、適正に生産を行っていたことを説明できる根拠となります。

Q: チェックシートの記入は鉛筆でも良いか?

A: このチェックシートは8年間保管しますので、鉛筆で記入した場合「字が薄くて、何が記載されているのか読み取りづらい」などの問題が発生することが考えられます。また、記帳に際しては、日々の記録を残すとともに、内容が改ざんされないことが重要です。そのため、ボールペンで記入してください。

Q: 各チェックシートで、記入する欄が足りなくなった場合は?

A: 飼養頭数が大きな経営では、記入する欄が足りなくなる場合も考えられます。その際

は、中央酪農会議ホームページに各月のチェックシートの PDF データを掲載していますので、必要な部分を印刷してご使用ください。

**Q : チェックシートが台帳様式になっていて記入しづらい。バインダー方式の場合
は、項目ごとにファイルできるなどの簡便性があり、利用しやすいのでは？**

A : 台帳式とバインダー方式はそれぞれに一長一短があります。台帳式では記帳が必要な記帳項目があらかじめ記載されており、また記載後はこの1冊を保管すれば良いことになります（なお、農薬等の伝票等は別途保管してください）。そのため、この形式の帳簿は記入しづらい難点はありますが、用紙の紛失等が無い利点があります。

一方、バインダー方式であれば、農薬等の伝票等も含め必要な用紙を綴じ込んでいけば良く、常時冊子を持ち歩く必要が無いなど記帳に際しての利便性・簡便性があります。しかし、用紙の抜き差しの時は、用紙の紛失が生じる可能性も有ります。

そのため、今回の取り組みに際して、初めて記帳・記録の保管に取り組まれる酪農家に対応するためには、①1年間分の必要な記帳項目をあらかじめ掲載して、記帳に対する意識を高めること、②記帳したものを保管しやすいことに、重点を置いたことから台帳形式を選択しました。当面1年間は現在の形態を取ることとし、今後どうするかについては、利用する生産者の要望や意見を踏まえて検討します。

3. 衛生管理チェックシートについて

Q : 各日付の欄に、朝・夕の欄の下が空欄となっているが、空欄は何を記入するのか？

A : 1日3回搾乳を実施している酪農家の皆様に対応するため、空欄を設けています。1日2回搾乳される場合は空欄のままで結構ですが、1日3回搾乳される場合は空欄に「晩」と記入してください。

Q : 出荷乳量は何を記載すればよいのか？

A : 出荷乳量欄はその日の朝・夕に搾乳した乳量の合計ではなく、当日出荷した乳量を記入ください。そのため、自分で測定して記録するのではなく、集乳車の運転手が残していく伝票を基に記載して構いません。

Q : ミルカー、バルククーラーの「適正に洗浄した」の「適正に」とは、具体的には？また、機器が自動で洗浄を行う場合はどのように対処するのか？

A : 「生乳生産管理マニュアル（管理基準と作業手順）」のなかで、「清掃＆消毒マニュアル」を記載しておりますので、この手順に沿って洗浄・消毒を行うとともに、洗浄剤が残らないように、しっかりすすぎを行ってください。

なお、ミルカー、バルククーラーの機器（ロボット搾乳を含む）によっては、自動洗浄が行えるものがあります。この場合の洗浄・殺菌は酪農家が事前にプログラムした時間に自動で実施されるとともに、その履歴も記録されます。そのため、洗浄・殺菌については、その記録を保存することで、記帳に代替することが出来るものとします。

Q : 搾乳後の乳温確認は、搾乳した生乳をバルクに投入した1時間後にチェックすることとなっているが、1時間の根拠は？また、ローリー運転手が集乳時に検温した数字を記載することは出来ないか？

A : 生乳中の細菌数の増殖を防ぐためには、バルククーラーの乳温が常に10度以下に維持されていることが必要です。乳温が上昇する要因としては、①搾乳した生乳をバルクに投入した直後、②停電又はバルククーラーのスイッチの入れ忘れ、③バルククーラーの故障が挙げられます。

そのため、生乳を投入して1時間経た際に、バルククーラーの乳温が4°C±1°Cであれば、一時的に上昇した乳温が適正に冷却されていることが確認できます。また、5°C以上であれば、②、③の要因が考えられ、早急に対処できることとなります。

そのため、ローリーの集乳時ではなく、投入1時間後の乳温をチェックすることとしましたので、酪農家の方々によるご記入をお願いいたします。

Q：ロボット搾乳を実施している場合の乳温確認は？

A：ロボット搾乳では、乳牛が自分の好きな時に「搾乳場所」に赴いて、乳が搾られるところから、生産者は飼養している牛がいつ搾乳され、かつ搾乳後1時間経過したのか確認することは困難であるとともに、搾乳牛が複数頭いる場合に毎回乳温を確認するというのは不可能です。そのため、搾乳後の乳温は集乳時の乳温で代替することとしてください。

4. 動物用医薬品の投薬記録について

Q：記録月日に、初回治療と最終治療月日の2つ項目があるのはなぜ？

A：乳房炎等では、症状が完治するまでの間、動物用医薬品が数日に渡って投与されます。その際の出荷制限期間は、最終治療が施された時を基点に算出されますので、最終治療月日の記入をお忘れないようにお願いいたします（なお、治療中も出荷はできませんので、初回治療の日付を記入しマーキングを実施し、休薬期間中の生乳が出荷生乳に混入しないように注意してください）。

Q：治療分房の記載欄とは？

A：動物用医薬品の使用では、乳房炎に罹患した乳牛に対する投薬割合が高いと考えられることから、乳房炎での治療分房を記載する欄を設けております。そのため、乳房炎以外の治療では記載する必要はありませんので、ご了承ください。

Q：残留確認検査の項目は何を記載するのか？

A：動物用医薬品使用に係る休薬期間が経過した後、当該牛の生乳が出荷できるか確認検査を実施した場合に記入する欄です。なお、ここでの「記入者」とは、陰性であることの通知を受けた酪農家の方のお名前をご記入ください（例：父、母、アルバイトの方の名前）。当該酪農経営に従事する方は、この記帳を見れば、出荷できるか判別できます。口頭による指示より確実に対処できます。

Q：乾乳軟膏を使用した場合も記帳するのか？また記録の方法は？

A：乾乳軟膏を使用した場合も記帳をお願いします。なお、乾乳軟膏を使用した場合、生乳を出荷するまで平均60日程度経過するとともに検査予定日が記載できない（出産日が確実ではない）ことから、乾乳軟膏用の記録欄を設けました。このシートでは、①使用日、②投与牛、③薬剤名、④残留確認検査、⑤出荷日を記入することとしています。

Q：動物用医薬品の投薬については、抗菌性物質に限定して記載するのか？

A：「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」の第5条別表において、牛等を対象とする医薬品について記帳すべき動物用医薬品（成分及び使用基準等）が記載されています。本来であれば、別表に記載された牛を対象（牛に対して使用することが承認されており、使用基準及び休薬期間が設定されている）とする動物用医薬品のみを記帳頂きたいが、薬事法第83条の4第2項の規定により、「獣医師は使用の特例として、必要な場合には使用基準の用法・用量によらず使用できる」ことが明記され、この規定により人体用等の医薬品の使用も認められています。現状では、牛用以外に承認され、国内で販売され

ている医薬品が、牛に使用された場合にどの程度残留するのか基準がありません。また、牛用に承認されている医薬品であっても、これまで規制がされなかった成分（消毒剤や胃腸薬等）がポジティブリスト制度では対象になることから、現在すべての動物用医薬品についての記帳をお願いしております。

なお、現在農林水産省において、動物用医薬品の使用基準について見直しが図られており、本年3月に省令改正、5月29日には施行される予定であることから、これらの情報を基に関係各者のご協力得ながら、記載すべき動物用医薬品のリストを作成したいと考えております。

Q：動物用医薬品の投薬記録を記入する際に、薬剤名・休薬期間等の情報が複雑で記入するのが大変なので、良い方法はないか？

A：よく使用する薬剤については、「チェックシートを上手にきにゅうするために」の「抗菌性物質製剤等動物用医薬品リスト」に、①動物用医薬品の名称、②用途、③休薬期間等をあらかじめ整理しておけば、実際に投薬した場合に記帳が容易になります。

例：抗菌性物質製剤等動物用医薬品リスト

ID	名称	用途	休薬期間（時間）	備考
①	○○乳房注入剤	乳房炎	72	βラクタム系
②	○○○	△△△	96	オキシテトラサイクリン系

上記リストを基に、動物用医薬品の投薬記録の記入に当たっては、「使用薬剤名」の欄に「①」を、また出荷制限期間についてもすぐに判明します。

なお、地域によっては投薬時に必要事項（薬剤名、休薬期間等）が明記された用紙（A4サイズ1枚）を酪農家に渡し、それを基に酪農家が記帳する取り組みを行っています。それらを参考に、今後全国的に活用できないか関係者の皆様のご協力を頂きながら進めたいきたいと考えています。

Q：動物用医薬品の投薬記録の様式について、個体別のファイル方式としてはどうか？また、治療牛と分娩牛を分けて記入できるようにしてほしい。

A：動物用医薬品の投薬記録については、個体別のファイル方式などの要望もいただきましたが、個体別となると飼養規模によって必要なシートの枚数が異なってきます。今回は全国的に統一した様式で配布させていただくことから、個体別の方は採用しませんでした。また、治療牛と分娩牛を分けて記入する点についても、引き続き生産者の使い勝手を踏まえながら検討してみたいと考えます。

5. 資材交換・牛舎消毒記録について

Q：洗剤・殺菌剤等の購入日を記載する意味は？

A：洗剤・殺菌剤の使用は、農薬等の危害混入の要因となるとともに、使用濃度等を適切に取り扱うことによって細菌数等を減菌する重要な作業のひとつです。1日で使用する洗剤・殺菌剤の量はそれぞれの酪農経営でほぼ一定していることから、1月で使用する量も把握できます。そのため、月々の購入数量に大きな変動がないかを確認することで、誤った使用がなされていないか判明します。こういった見地から購入日と購入数量（＝使用量）を記帳することといたしました。

Q：搾乳用ゴム部品の欄には、何を記載するの？

A：搾乳用ゴム部品については部品を交換した日付をご記入ください。

Q：ミルカー・バルククーラー定期点検の欄は何を記入するの？

A：この欄は生産者による日々の動作点検ではなく、機器自体の点検・校正（キャリブレーション）を実施した場合に記入する欄です。定期点検を実施した際には、メーカーや販売店、農協等の担当者の方にサインを記入して頂くようにして下さい。

Q：ハエ・ネズミの駆除剤の記録は？

A：18年1月～3月分の暫定版では記載欄がありませんでしたが、新たに「その他」として鳥害防止の忌避剤、ハエ・ネズミの駆除剤等を記入する欄を設けましたので、そちらに記帳ください。

6. 飼料給与記録について

Q：記帳は日々行うのか？

A：1ヶ月に1度記載してください。飼料給与では、どの牛にどの餌が与えられたのかを追跡（トレースバック）できる様式を整えるため、牛群ごとに記載する欄を設けております。当月の途中で、搾乳牛から乾乳牛へと牛群が以降する牛が発生したとしても、毎月ステージが変わることは考えにくいですので、この期間どの餌を与えていたのかは把握できる形となっております。なお、給与量は1日1頭当たりの量ですので、飼料設計時での数量でも構いません。

Q：飼料給与記録はBSE対策もあることから、購入飼料の品名のほか、購入月日、数量、購入先を記帳できるようにした方がいいのではないか？

A：チェックシートでは給与した飼料名称、給与した牛群、使用量について記載をお願いしています。また、購入先の情報等については、伝票等を保管することで対応することとしておりますので、ご了承ください。

Q：頭数は何時の頭数かまた延べ頭数を記載するのか？

A：飼料給与記録は毎月1回としています。そのため、毎月何日に記入するのかは酪農家さんごとに設定して下さい。なお、頭数は記入日時点でのそれぞれの牛群に属する頭数として下さい。

Q：盗食で他の畜種飼料（鶏・豚）の飼料を食べた場合はどうしますか？

A：農林水産省は、平成15年に「反芻動物用飼料への動物由来たんぱく質の混入防止に関するガイドライン」を制定しています。本ガイドラインは、BSE等の発生防止に万全を期すため、飼料及び飼料添加物の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反芻動物用飼料への動物由来たんぱく質の混入防止に関する指針を示したもので

この指針を受けて現在は、飼料をA飼料（牛、羊、山羊の反芻動物に給与される）とB飼料（A飼料以外）に分け、給与の際ににおいてもA飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離する措置が求められています。そのため、鶏や豚用の飼料を牛が食べることがあってはならないので、飼料の管理及び給与に際して十分な注意を払って下さい。

Q：「哺育牛」、「育成牛」、「搾乳牛」、「乾乳牛」の区分しかないが、これ以外にも餌のメニューを細分化している場合はどのように記載するのか？

A：牛群の区分を記載していない用紙を設けていますので、自分で区分をご記入してご使用ください（例：乾乳牛（前期）、乾乳牛（後期）など）。

7. 農薬、肥料・堆肥、サイレージ調整剤使用記録について

Q：農薬・肥料の使用欄の「圃場」については、何を記載するのか？

A：「圃場」はその住所や通称など、指導者が確認できる名称でご記入ください。

Q：堆肥を散布した場合の記帳は？

A：18年度版では「肥料・堆肥」に名称を変更しておりますので、こちらにご記入ください。なお、表面散布、土中施用も併せてご記入ください。

Q：農薬の使用に際して、使用基準には自給飼料の刈り取りの時期が記載されているが？

A：18年度版では「農薬使用記録」、に「刈り取り日」欄を設けております。一部の農薬の使用基準に、「散布後の刈り取りは〇〇日は行わない」という規定がありますので、刈り取りを行う場合はその日付を記さするとともに、この基準を遵守していることを確認ください。

Q：デントコーン作付けで米作のヘリ防で飛散した場合はどうするのか？

A：「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年三月七日農林水産省・環境省令第五号）」において、航空機を用いた農薬の使用に関して、『農薬使用者は、農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。』と記載されています。そのため、農薬の使用に当たっては十分な注意を払って使用してください。

Q：隣の農家が使用した農薬のドリフトが心配だが？

A：法律では、農薬等を使用する者がそれぞれの責任を持って、「農薬等の適正使用と適正管理」することが求められています。しかしながら、ドリフト発生の可能性は全くのゼロではありませんし、他の農業者が農薬を使用した際に発生した飛散まで記帳することは事実上不可能です。そのため、農薬の使用記録欄に記載する必要は無いと考えています。

現在、ドリフト問題については、農林水産省を中心に議論が進められています。平成17年12月20日に発布された「農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策」では、個々の農業者にあっては、①定期的な農薬散布を見直し、総合的病害虫・雑草管理に努めること、②農薬を使用する場合は農薬の飛散により周辺作物に被害を及ぼすことがない様に配慮するよう明記されています。又、都道府県の農作物病害虫防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の行政部局、農業者団体等が連携して、農薬の飛散防止対策の指導・啓発のための指導体制を整備し、都道府県の対策方針を定め、農薬飛散影響防止対策に取り組むこととなっていますので、地域の農業関係者でドリフト防止に努めるようお願いするとともに、酪農家も農薬を使用する場合は十分な注意を払ってください。

